

平成 30 年度 取引条件改善関係の主な政府決定事項

■ 経済財政運営と改革の基本方針 2018 ～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～
(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)

第 2 章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

3. 働き方改革の推進

(略) さらに、中小企業・小規模事業者の労務管理面での丁寧な支援、生産性向上に資するより一層の設備投資・ITの導入、人手確保に向けた地域内外の多様な人材とのマッチングなどが促進されるよう切れ目なく取り組む。あわせて、大企業における働き方改革のしわ寄せにより、中小企業・小規模事業者の働き方改革や賃上げが妨げられることのないよう、取引関係の実態把握に努めるとともに、取引条件の改善に向け、下請け取引対策の強化、産業界における自主行動計画の着実な実行と策定業種の拡大、下請Gメンの体制強化などに積極的に取り組む。

(中略)

(4) 最低賃金の引上げ等

最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円になることを目指す。

また、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備するため、生活衛生業など最低賃金の引上げによる影響が大きい業種を対象に、生産性や収益向上のための相談事業を実施するとともに、下請中小企業振興法に基づく振興基準の徹底により、親事業者が下請事業者からの労務費上昇に係る取引対価見直しの協議要請に応じることを促すなどの取組を行う。

■ 未来投資戦略 2018 — 「Society5.0」「データ駆動型社会」への変革—
(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)

3. 中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化

(3) 新たに講ずべき具体的施策

vii) 中小企業・小規模事業者の生産性革命に向けた環境整備

- ・ 下請等中小企業の取引条件改善に向けて、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用に加え、「自主行動計画」の着実な実行を促しつつ策定業種の拡大を図る。下請Gメンの体制を強化し、年4,000件以上の調査による実態把握を徹底する。働き方改革による下請事業者へのしわ寄せ懸念等を踏まえ、下請中小企業振興法「振興基準」を改正する。